



「割賦販売法の一部改正等に伴う
インターネット願書受付システムの改修」
に係る事前確認公募

公 募 要 領

2017年11月20日

独立行政法人情報処理推進機構

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では、現在、IPAで運用している「割賦販売法の一部改正等に伴うインターネット願書受付システムの改修」について、下記の内容で事前確認公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、現在予定している者との契約手続に移行します。

なお、参加意思確認書等を受理した際は、契約予定者と当該応募者との間の競争手続きに移行します。応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

記

1. 契約の概要

(1) 名称

「割賦販売法の一部改正等に伴うインターネット願書受付システムの改修」

(2) 契約期間

2017年12月上旬より2018年6月29日（金）

(3) 概要

現在 IPA では、情報処理技術者試験の願書をインターネット経由で受け付けるため、「インターネット願書受付システム」を運用している。本件は、2016年12月9日に公布された「割賦販売法の一部を改正する法律」及び2017年7月3日付 経済産業省「クレジットカード加盟店契約に関するガイドライン」を参考にシステム改修を実施する。具体的な業務の内容については、別紙「仕様書」参照のこと。

2. 応募要件

(1) 応募者は、法人格を有していること。

(2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(4) 法人税、消費税及び地方消費税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。

(5) 平成28・29・30年度競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で、「A」又は「B」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。

(6) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。

(7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(8) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、誓約する者であること。

(9) 守秘性に関する要件

本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。

(10) 業務執行体制及びスキルに関する要件

別紙「仕様書」参照

3. 手続き等

(1) 担当部署

応募（提出）先及び問合せ先

独立行政法人 情報処理推進機構

IT人材育成本部情報処理技術者試験センター企画グループ 担当：日野、塚田

電話番号：03-5978-7600

E-mail：jitec-sys-koubo@ipa.go.jp

住所：〒113-6591 文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 15 階

※ 応募に関する問合せの受付は、E-mail のみとします。

※ 受付時間 10:00～17:00（12:30～13:30 は除く）月～金曜日（祝・休日を除く）

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

「1. 契約の概要」及び別紙「仕様書」に記載の業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たし、業務への参加を希望する場合、参加意思確認書等（下記提出書類一式）を提出していただくこととなります。

なお、要件を満たしていない参加意思確認書等は受領できませんので、提出前に電話、E-mail又は直接訪問にて上記(1)担当部署に要件を満たしていることの確認を必ず行ってください。

期限：2017年11月30日（木）17時00分

場所：「3. 手続き等」(1)に同じ

方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）

【提出書類】

- ① 参加意思確認書（様式1）
- ② 「1. 契約の概要」及び別紙「仕様書」に記載の業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たすことが可能であることを証する書面（様式自由）
- ③ 最新の納税証明書（その3の3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）の原本又は写し
- ④ 平成28・29・30年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し
- ⑤ 委任状（必要な場合）
- ⑥ 会社概要（様式2）

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 競争手続きに移行した場合、その旨後日通知する。
- (3) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 契約結果等、契約に係る情報については、当機構のウェブサイトにて公表（注）するものとする。
- (5) 契約条項については、（参考）契約書(案)を参照のこと。なお、契約条項については契約締結時に調整する場合がある。
- (6) 現行システムの資料の開示

参加意思確認書を提出しようとする者が現行システムの資料の閲覧を希望する場合は、代表者印を押印した秘密保持誓約書（別添を参照）を提出した上で、当機構が用意する閲覧場所において、当機構職員の下に閲覧することができるので、事前に3.(1)の担当部署へ電子メールで申し込むこと。

なお、閲覧期間は2017年11月21日（火）から2017年11月29日（水）までの10時00分から17時00分（12時30分～13時30分の間は除く）までの間の2時間程度とする（祝・休日を除く）。

閲覧物の内容のメモは可とするが、写真撮影、コピー等の複写行為は不可とする。機器の最適化に必要なパラメータ等の現行事業者のノウハウに属するものは、開示情報には含んでいない。閲覧時は当機構の職員を立ち合わせる。また、立会い者は当公募に係る一切の質問に回答しない。

【開示する資料】

- ・要件定義書
- ・システム設計書
- ・サービスレベル記述書
- ・システム環境設計書
- ・ハードウェア、ソフトウェア一覧表
- ・セキュリティ設計書
- ・業務運用設計書
- ・IDC運用手順書 等

(注) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）

に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとします。所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
 - ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) 実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、参加意思確認書の提出をもって誓約します。

【別添】

平成 年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構

理事長 富田 達夫 殿

秘密保持誓約書

当社は、「割賦販売法の一部改正等に伴うインターネット願書受付システムの改修」に係る事前確認公募（以下「本公募」と言う）に関する手続において、貴機構から閲覧を許可された情報のうち、公知の情報以外（以下「秘密情報」と言う）の取扱いに関しては、下記の事項を厳守することを、ここに誓約致します。

記

1. 秘密情報を本公募に係る役職員以外の者に対して開示又は漏洩致しません。
2. 秘密情報は本公募のためのみに利用致します。
3. 当社が秘密情報を外部に開示又は漏洩したことにより、貴機構が損害を被った場合には、損害賠償等について真摯に対応致します。

以上

(住所)
(会社名)
(代表者名)

印

平成 年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人情報処理推進機構
理事長 富田 達夫 殿

提出者 〒
住所
団体名
代表者役職氏名 印
担当者所属役職氏名
連絡先 メールアドレス
TEL
FAX

「割賦販売法の一部改正等に伴うインターネット願書受付システムの改修」に係る事前確認公募において、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 会社概要

※会社概要について記載すること(パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること)
サイズ:A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

2 応募要件

※応募要件を満たしている状況等について記載すること
サイズ:A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

会社概要 (1/2)

会社名					
代表者氏名		URL			
本社住所	〒				
設立年月	西暦	年	月	主取引銀行	
資本金	百万円		資本系列		
従業員数	人		加盟協会		
会社の沿革：					
.....					
.....					
.....					
主要役員 前記○印を記す (非常勤は役職の)	氏名	年齢	役職名	担当部門	学歴・略歴
		才			
		才			
		才			
		才			
		才			
主要株主	株主名		持株数	構成比 (%)	貴社との関係
				%	
				%	
				%	
				%	
				%	
関連企業			主要外注先又は仕入先		

会社概要 (2/2)

会社概要に関する担当者連絡先	所在地 〒			
	所属・氏名	TEL :		
		FAX :		
		E-mail :		
業績	期 項目	前々期 (確定) / ~ /	前 期 (確定) / ~ /	今 期 (見込み) / ~ /
	売上高	百万円	百万円	百万円
	営業利益	百万円	百万円	百万円
	経常利益	百万円	百万円	百万円
	資本勘定	百万円	百万円	百万円
	当期末処分利益	百万円	百万円	百万円
	借入残高 (社債、割手含む)	百万円	百万円	百万円
	定期預金残高	百万円	百万円	百万円
主要取引先とその売上高	主要取引先		直近決算時点における売上高	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
借入金、社債等の元本返済・利払いの遅延の有無		有・無	税金支払い遅滞の有無	
			有・無	

仕様書

1. 目的

現在、独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では、情報処理技術者試験の願書をインターネット経由で受け付けるため、「インターネット願書受付システム」を運用している。本件は、2016年12月9日に公布された「割賦販売法の一部を改正する法律」への対応及び2017年7月3日付 経済産業省「クレジットカード加盟店契約に関するガイドライン」を参考にシステム改修を実施する。

2. 対象システムの概要

インターネット願書受付システム（以下「受付システム」という。）は、情報処理技術者試験の願書申請に際し、応募者が自宅等からPC及びインターネット回線を利用して願書申請を行うシステムであり、2017年度秋期試験受付時では約20.6万人の応募者が受付システムから申請を行っている。受付システムの運用はアウトソーシングサービスにより実施しており、現行アウトソーシングサービス契約期間は、2017年度春期試験から2021年秋期試験まで（計10開催）である。

3. 作業期間

プロジェクト期間を以下の通り設定する。

- | | |
|----------------|------------|
| ・プロジェクト開始 | 2017年12月上旬 |
| ・要件定義工程 | 2017年12月 |
| ・設計工程 | 2018年1月 |
| ・製造・単体テスト工程 | 2018年2月 |
| ・結合テスト工程 | 2018年3月 |
| ・システムテスト工程 | 2018年4月 |
| ・受入テスト、運用テスト工程 | 2018年5月 |
| ・プロジェクト終結 | 2018年6月29日 |

4. 業務概要

インターネット願書受付システムの改修に係る役務一式を提供すること。

(1) 業務要件

- ① 「割賦販売法の一部を改正する法律」への対応として、クレジットカード決済においてクレジットカード情報が受付システムを通過しない「非通過型」にする。
※現在契約中のベリトランス社の決済システムを利用し、トークン型にて実現すること。
- ② 「クレジットカード加盟店契約に関するガイドライン」を参考にクレジットカード決済において「3Dセキュア」を導入する。
※現在契約中のベリトランス社の決済システムを利用し、3Dセキュアを実現すること。
- ③ 運用テストの実施を行い、改修後もシステムが確実に稼働することを確認すること。
なお、運用テスト時に本改修の影響で既存部分に不具合が発生した時はプロジェクト終結までに修正すること。
- ④ 運用の引継ぎについては、業務運用設計書を用いて現行の運用事業者を引き継ぐこととし、その際、調整が生じる場合は、請負者の負担により契約等の調整及び作業を実施すること。

(2) サービス品質要件

- ① 受付期間（年2回、各回7週間程度）は、土日祝日含め、24時間利用可能とすること。
ただし、緊急事態発生時には、IPAと協議の上、サービスの利用を中断することも可とする
- ② レスポンスタイム
既存のレスポンス時間に影響を与えないこと。
以下、既存の100件/分アクセス時平均レスポンスタイムを満たすこと。
願書入力・更新系画面:6秒以下
クレジット決済画面:8秒以下
コンビニ決済画面:8秒以下
ペイジー決済画面:8秒以下
その他画面:3秒以下
※平均レスポンスタイムは、100件/分のアクセス時に測定したときの平均処理時間とする。
決済処理業者側のシステムが正常稼働時とする。

(3) 業務内容

以下に工程ごとの想定作業内容を示す。確実に作業を推進するために必要な作業を適宜追加すること。

作業分類	作業内容
要件定義	<ul style="list-style-type: none">・業務要件の確認・改修箇所の精査
アプリケーション改修	<ul style="list-style-type: none">・基本設計・詳細設計・プログラミング/ユニットテスト・結合テスト（仕様書作成、テストデータ作成、およびテスト実施）・システムテスト（仕様書作成、テストデータ作成、およびテスト実施）
受入テスト支援	<ul style="list-style-type: none">・アプリケーション移送・受入テスト支援（受入テスト中に発生するもので、本件に関する問合せ対応（現行の運用業者からの問合せも含む）等）
運用	<ul style="list-style-type: none">・業務運用設計・運用引継ぎ（現行の運用業者へ業務引継ぎを実施）・運用テスト（仕様書作成、テスト手順作成、およびテスト実施）
プロジェクト管理	進捗管理、品質管理、リスク管理、会議運営・調整等のコミュニケーション管理、変更管理、構成管理、課題・問題管理

(4) プロジェクト管理

- ①プロジェクト計画書を作成し、これを指針としてプロジェクトを推進するものとする。必要に応じてプロジェクト計画書の変更を検討し、変更が必要な場合は定められた手続きを持って、変更を行うものとする。プロジェクト計画書には少なくとも以下の事項を記載すること。
なお、プロジェクト計画書については契約締結後2週間以内に提出すること。
 - ・WBS
 - ・マスタスケジュール
 - ・体制図
 - ・成果物一覧
 - ・会議体等のコミュニケーション計画

・品質指標

- ②IPAは、本プロジェクトに対するIPA側の仕様承認者及び仕様調整窓口を選任する。各種仕様調整は仕様調整窓口を通じて行うこと。
- ③IPAは、仕様承認依頼後速やかに承認、不承認の回答を行う予定であるが、IPA内の調整等により回答が遅延し、スケジュール及び工数に影響がする場合においては、IPAと協議を行うこと。
- ④仕様の確定後に生じた変更は変更要件として管理し、対応可否等をIPAと協議して決定すること。

5. 作業体制

- (1) プロジェクト管理者として、以下①～③すべての条件を満たす者を配置すること。
なお、作業開始以降、疾病負傷等によりプロジェクト管理者が本業務を執行できない状況が発生した場合は、IPAと協議の上、同等の資格および経験等を保有する要員を配置すること。
 - ① 次に掲げるいずれかの業務の経験を有すること。
 - ・ 国家試験の受付システム開発プロジェクトに参加経験があり、チーム（サブシステム開発単位）リーダー以上の職責を務めた者。
 - ・ 国家試験の受付システム運用支援の経験を有し、チームリーダー以上の職責を務めた者。
 - ② EVM(Earned Value Management)及びPMBOK(the Project Management Body Of Knowledge)によるプロジェクト管理の実績を有すること。
 - ③ 次に掲げるいずれかの資格等を取得後2年以上の実務経験を有すること。
 - ・ 情報処理技術者試験 プロジェクトマネージャ試験(PM)の合格者
 - ・ 「技術士」の称号を与えられた者（ただし、技術部門が「情報工学部門」を選択した者に限る）
 - ・ 上記のいずれかの試験合格者又は資格保有者等と同様の能力を有することが、経歴等において明らかな者（その根拠を明確に示し、IPAの承認を得ること）
- (2) 情報セキュリティ管理者として、以下①②の条件をともに満たす者を配置すること。プロジェクト管理者とは兼任しないことが望ましい。
 - ① 情報セキュリティに関する企画、実施、運用及び分析の段階で、物理的観点、人的観点及び技術的観点から、情報セキュリティを保つための施策を計画及び実施し、その結果に関する評価を行った実績を有すること。
 - ② 以下のいずれかに該当すること。
 - ・ 情報処理安全確保支援士試験(旧情報セキュリティスペシャリスト試験)の合格者
 - ・ 上記の試験合格者と同様の能力を有することが、経歴等において明らかな者（その根拠を明確に示し、IPAの承認を得ること）
- (3) 作業要員として、プロジェクト管理者、情報セキュリティ管理者のほかに、以下①～③すべての条件を満たす者を、要員数の半分以上を目処に適宜配し、作業を円滑に遂行すること。
 - ① 情報処理技術者試験制度・試験事務の流れを十分理解していること。
 - ② 受付システムを構成するハードウェア、ソフトウェア及びネットワークに関する知識並びにシステム管理に必要な技術（システム構築、設定変更作業等）を有すること。
 - ③ 以下のいずれかに該当すること。
 - ・ 高度試験（ITストラテジスト試験、プロジェクトマネージャ試験、システムアーキテクト試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、ITサービスマネージャ試験、システム監査技術者試験）の合格者
 - ・ 応用情報技術者試験の合格者
 - ・ 情報処理安全確保支援士試験(旧情報セキュリティスペシャリスト試験)の合格者

6. 作業環境

- (1) IPAによる受入テストは、受付サービス期間外に、現行の本番環境で実施する。結合テスト完了後のアプリケーション移送やデータ移行等、受入テスト推進に必要な準備作業は、本番環境に対して実施すること。準備作業に際して、現行の運用事業者との調整が生じる場合は、請負者の負担により契約等の調整及び作業を実施することとし、契約内容については事前にIPAの承認を得ること。
- (2) IPAは本プロジェクトに関するプロジェクトルームを設置しない。プログラミング、テスト等に係る作業については、請負者の用意する環境で実施すること。
- (3) 作業に必要なPC等の機器や必要部材類は、請負者が用意すること。使用する機器類については、ウィルス対策、セキュリティホール対策等、十分なセキュリティ対策を実施すること。

7. 情報セキュリティに関する要件

業務実施者は本業務の遂行で知りえた情報のうち、公知の事実（アクセス制限の無いHPに公開されている等、任意の情報への到達が容易な事実）を除く全ての情報を機密情報として扱うものとし、その取扱いについて、以下を遵守すること。

- (1) 本業務のためにIPAから提供される情報については、本業務の目的以外に利用しないこと。なお、本項の規程は本業務が完了し、又は本契約が解除その他の理由により終了した後であっても、その効力を有するものとする。
- (2) 本業務における作業の一切（IPAより開示された資料や情報を含む）について、秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うこと。
- (3) 情報セキュリティを確保する為の体制を定め、IPA担当者に報告すること。
- (4) 本業務の遂行において情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合には、速やかに必要な措置を講ずるとともに、IPAに報告すること。また、IPAの指示があったときには、その指示に従うものとする。
- (5) IPAから情報セキュリティ対策の履行状況の確認を求められた場合には、速やかに状況等を報告すること。また、IPAは、必要があると認められるときは、情報セキュリティ対策の実施状況を確認する為の調査をする場合がある。
- (6) 本業務の一部を第三者に再請負する場合には、第三者に請け負わせることにより生ずる脅威に対して本要件に基づく情報セキュリティ対策が十分に確保される措置を講じること。
- (7) 本業務完了または契約解除等により、IPAが提供した紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む）が不要になった場合には、速やかにIPAに返却又は破碎、溶解及び焼却等の方法により情報を復元困難かつ判読不能な方法で破棄若しくは消去し、書面をもってIPAに報告すること。ただし、IPAが別段の指示をしたときは、その指示に従うものとする。
- (8) IPAが貸出した資料等については、十分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置を取ること。
- (9) 機密情報の責任者を選定して、IPAに届け出ること。選任した責任者に変更がある場合は、直ちにIPAに届け出ること。なお、機密情報の責任者が個人情報の責任者と同一である場合、個人情報の責任者の届け出又は変更の届け出をもって、機密情報の責任者の届け出又は変更の届け出と見なすものとする。
- (10) 本業務に従事するものを限定すること。また、請負者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務のすべての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を、IPA担当職員に提示すること。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合は、事前にこれらの情報をIPA担当職員に再提示すること。
- (11) 本業務に関わるインシデントが発生した場合の対処方法について、事前にIPAと協議し決定すること。また、インシデント発生時は、決定した対処方法に基づく対応を行うこと。

- (12) 上記(1)～(11)のほか、以下を参考に、本業務を遂行する上で必要なセキュリティ対策を講ずること。
実施する対策については、あらかじめ IPA と協議すること。

【参考】

- ・ 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成 28 年度版）
https://www.nisc.go.jp/active/general/pdf/ki_jyun28.pdf
- ・ 電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)
<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>

(13) セキュリティ対策の改善

上記(1)～(12)の要件を達成できなくなった場合、又はそうした状態になることが予見された場合は、必要となる改善策を提案し、IPAと協議の上、実施すること。

8. その他

本改修を実施するにあたって現行の運用事業者との調整が生じる場合は、請負者の負担により契約等の調整及び作業を実施することとし、契約内容については事前に IPA の承認を得ること。

9. 納入関連

(1) 納入物件

- ① IPA は各工程の終了時において、成果物および作業の完了状況を確認し、工程の完了について判定する。以下に判定時期と判定に用いる成果物を示す。工程の完了時点で、請負者は各工程の完了条件及び要求水準の達成状況を評価、報告するとともに、作成した成果物を提出すること。

- ・ 要件定義完了時点 : 要件定義書
- ・ 結合テスト完了時点 : 結合テスト仕様書 (兼結果報告書)
- ・ システムテスト完了時点 : システムテスト仕様書 (兼結果報告書)
- ・ 運用テスト完了時点 : 運用テスト仕様書 (兼結果報告書)

- ② 全工程が完了した時点で、最終納入物件として、以下の成果物を収めた紙媒体（ソースプログラム、ロードモジュール一式を含めない）および電子媒体を各 1 部納入すること。

- ・ プロジェクト計画書
- ・ 設計書（要件定義書、基本設計書、詳細設計書、業務運用設計書）一式
- ・ ソースプログラム、ロードモジュール一式
- ・ 結合テスト仕様書（兼結果報告書）
- ・ システムテスト仕様書（兼結果報告書）
- ・ 運用テスト仕様書（兼結果報告書）

※ 記述形式、記載内容、納品形式等については別途 IPA と協議して、確定するものとする。

(2) 納入期限

2018 年 6 月 29 日

(3) 納入場所

独立行政法人情報処理推進機構 情報処理技術者試験センター
東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 15 階

10. 検収要件

各工程完了判定の結果を踏まえ、納入物件の検査合格をもって検収を完了する。検査不合格の場合には、IPA の指示に従い、可及的速やかに適切な処置を施すこと。

以上

契 約 書

独立行政法人情報処理推進機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により「割賦販売法の一部改正等に伴うインターネット願書受付システムの改修」に関する請負契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は、別紙の仕様書及び提案書に基づく業務（以下「請負業務」という。）を本契約に従って誠実に実施し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(再請負の制限)

第2条 乙は、請負業務の全部を第三者に請負わせてはならない。

2 乙は、請負業務の一部を第三者（以下「再請負先」という。）に請負わせようとするときは、事前に再請負先、再請負の対価、再請負作業内容その他甲所定の事項を、書面により甲に届け出なければならない。

3 前項に基づき、乙が請負業務の一部を再請負先に請負させた場合においても、甲は、再請負先の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し本契約上の責任を問うことができる。

(責任者の選任)

第3条 乙は、請負業務を実施するにあたって、責任者（乙の正規従業員に限る。）を選任して甲に届け出る。

2 責任者は、請負業務の進捗状況を常に把握するとともに、各進捗状況について甲の随時の照会に応じるとともに定期的または必要に応じてこれを甲に報告するものとする。

3 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(納入物件及び納入期限)

第4条 納入物件、納入期限及びその他納入に関する事項については、別紙仕様書のとおりとする。

(契約金額)

第5条 甲が本契約の対価として乙に支払うべき契約金額は、金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）とする。

(権利義務の譲渡)

第6条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(実地調査)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、自ら又はその指名する第三者を通して、請負業務の実施状況等について、報告又は資料を求め、若しくは事業所に臨んで実地に調査を行うことができる。

2 前項において、甲は乙に意見を述べ、補足資料の提出を求めることができる。

(検査)

第8条 甲は、第4条の規定により納入物件の納入を受けた日から30日以内に、当該納入物件について別紙

仕様書に基づき検査を行い、同仕様書に定める基準に適合しない事実を発見したときは、当該事実の概要を書面によって直ちに乙に通知する。

- 2 前項所定の期間内に同項所定の通知が無いときは、当該期間満了日をもって当該納入物件は同項所定の検査に合格したものとみなす。
- 3 請負業務は、当該納入物件が本条による検査に合格した日をもって完了とする。この場合、甲は、完了を確認するために請負業務の完了通知書を乙に交付する。
- 4 第1項及び第2項の規定は、第1項所定の通知書に記載された指摘事実に対し、乙が適切な修正等を行い甲に再納入する場合に準用する。

(瑕疵の補修)

第9条 甲は、前条第3項の規定による請負業務の完了日から1箇年以内に納入物件に瑕疵その他の不具合（以下「瑕疵等」という。）があることを発見したときは、乙に対して相当の期限を定めて、その瑕疵等を無償で補修させることができる。

(対価の支払及び遅延利息)

- 第10条 甲は、第8条第3項の規定による請負業務の完了後、乙から適法な支払請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払う。
- 2 甲が前項の期日までに対価を支払わない場合は、その遅延期間における当該未払金額に対して、財務大臣が決定する率（政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号））によって、遅延利息を支払うものとする。

(遅延損害金)

- 第11条 天災地変その他乙の責に帰することができない事由による場合を除き、乙が納入期限までに納入物件の納入が終らないときは、甲は遅延損害金として、延滞日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額を徴収することができる。
- 2 前項の規定は、納入遅延となった後に本契約が解除された場合であっても、解除の日までの日数に対して適用するものとする。

(契約の変更)

第12条 甲及び乙は、本契約の締結後、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、甲乙合意のうえ本契約を変更することができる。ただし、次条による解除権の行使は妨げないものとする。

- 一 仕様書その他契約条件の変更。
- 二 天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他やむを得ない事由に基づく諸条件の変更。
- 三 税法その他法令の制定又は改廃。
- 四 価格に影響のある技術変更提案の実施。

(契約の解除等)

- 第13条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に対する通知をもって、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 乙が本契約条項に違反したとき。
 - 二 乙が天災地変その他不可抗力の原因によらないで、納入期限までに本契約の全部又は一部を履行しないか、又は納入期限までに完了する見込みがないとき。
 - 三 乙が甲の指示に従わないとき、その職務執行を妨げたとき、又は談合その他不正な行為があったとき。
 - 四 乙が破産宣告を受け、その他これに類する手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の目的を達することができないと認められるとき。

五 天災地変その他乙の責に帰すことができない事由により、納入物件を納入する見込みがないと甲が認めたとき。

六 乙が、甲が正当な理由と認める理由により、本契約の解除を申し出たとき。

- 2 乙は、甲がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めて、その履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 乙の本契約違反の程度が著しく、または乙に重大な背信的言動があった場合、甲は第1項にかかわらず、催告せずに直ちに本契約の全部又は一部を無償解除することができる。
- 4 甲は、第1項第1号乃至第4号又は前項の規定により本契約を解除する場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）を乙に請求することができる。
- 5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項所定の違約金の額を超える場合において、甲がその超える部分について乙に対し次条に規定する損害賠償を請求することを妨げない。

(損害賠償)

- 第14条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲又は第三者に損害を与えたときは、その被った通常かつ直接の損害を賠償するものとする。ただし、乙の負う賠償額は、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、第5条所定の契約金額を超えないものとする。
- 2 第11条所定の遅延損害金の有無は、前項に基づく賠償額に影響を与えないものとする。

(違約金及び損害賠償金の遅延利息)

- 第15条 乙が、第13条第4項の違約金及び前条の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。

(秘密保持及び個人情報)

- 第16条 甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しない。ただし、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。
- 2 個人情報に関する取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特則」のとおりとする。
 - 3 前各項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(納入物件の知的財産権)

- 第17条 納入物件に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）、本契約の履行過程で生じた発明（考案及び意匠の創作を含む。）及びノウハウを含む産業財産権（特許その他産業財産権を受ける権利を含む。）（以下「知的財産権」という。）は、乙又は国内外の第三者が従前から保有していた知的財産権を除き、第8条第3項の規定による請負業務完了の日をもって、乙から甲に自動的に移転するものとする。
- 2 納入物件に、乙又は第三者が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、前項に規定する移転の時に、乙は甲に対して非独占的な実施権、使用权、第三者に対する利用許諾権（再利用許諾権を含む。）、その他一切の利用を許諾したものとみなす。なお、その対価は契約金額に含まれるものとする。
 - 3 乙は、甲及び甲の許諾を受けた第三者に対し、納入物件に関する著作権者人格権、及び納入物件に対する著作権法第28条の権利、その他“原作品の著作権者／権利者”の地位に基づく権利主張は行わないものとする。

(知的財産権の紛争解決)

第 18 条 乙は、納入物件に関し、甲及び国内外の第三者が保有する知的財産権（公告、公開中のものを含む。）を侵害しないことを保証するとともに、侵害の恐れがある場合、又は甲からその恐れがある旨の通知を受けた場合には、当該知的財産権に関し、甲の要求する事項及びその他の必要な事項について調査を行い、これを甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の知的財産権に関して権利侵害の紛争が生じた場合（私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟に限らない。）、その費用と責任負担において、その紛争を処理解決するものとし、甲に対し一切の負担及び損害を被らせないものとする。

3 第 9 条の規定は、知的財産権に関する紛争には適用しない。また、前各号の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

（成果の公表等）

第 19 条 甲は、請負業務完了の日以後、本契約に係る成果を公表、公開及び出版（以下「公表等」という。）することができる。

2 甲は、前項の規定に関わらず、乙の書面による承認を得て、請負業務完了前に成果の公表等を行うことができる。

3 乙は、成果普及のために甲が成果報告書等を作成する場合には、甲に協力する。

4 乙は、甲の書面による承認を得た場合は、本契約に係る成果を公表等することができる。この場合、乙はその方法、権利関係等について事前に甲と協議してその了解を得なければならない。なお、甲の要請がある場合は、甲と共同して行う。

5 乙は、前項に従って公表等しようとする場合には、著作権表示その他法が定める権利表示と共に「独立行政法人情報処理推進機構が実施する事業の成果」である旨を表示しなければならない。

6 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

（協議）

第 20 条 本契約に定める事項又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

（その他）

第 21 条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とする。

特記事項

（談合等の不正行為による契約の解除）

第 1 条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき

イ 独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ 独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

ハ 独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

二 本契約に関し、乙の独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき

三 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金(損害賠償額の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(再請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する再請負先等(再請負先(下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。))並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。)が解除対象者(前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契

約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

2017年〇月〇日

甲 東京都文京区本駒込二丁目28番8号
独立行政法人情報処理推進機構
理事長 富田 達夫

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

個人情報の取扱いに関する特則

(定義)

第1条 本特則において、「個人情報」とは、請負業務に関する情報のうち、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

(責任者の選任)

第2条 乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。

2 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(個人情報の収集)

第3条 乙は、請負業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

(開示・提供の禁止)

第4条 乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者(情報主体を含む)に開示又は提供してはならない。但し、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。

2 乙は、請負業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。

3 乙は、請負業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、個人情報を請負業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

(複写等の制限)

第6条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。但し、請負業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

(個人情報の管理)

第7条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。

3 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。

4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。

5 乙は、請負業務に関して保管する個人情報(甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む)について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは請負業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

(返還等)

第8条 乙は、甲から要請があったとき、又は請負業務が終了（本契約解除の場合を含む）したときは、個人情報に含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。但し、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。

2 乙は、甲の指示により個人情報に含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

(記録)

第9条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

2 乙は、前項の記録を請負業務の終了後5年間保存しなければならない。

(再請負)

第10条 乙が甲の承諾を得て請負業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。

2 前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

(事 故)

第11条 乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

3 第1項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上